

別 冊

納税の猶予等の取扱要領

平成 27 年 3 月

国 税 庁 徴 収 課

(注) 1 「納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なもの」とは、下記 67 から 70 まで《見込納付能力調査》に定める見込納付能力調査によって算出された各月における納付可能額をいう。

- 2 分割納付計画の変更を行う場合（猶予期間を短縮する場合を除く。）において、当初の猶予期間内に納付することができないと認められる金額があるときは、その納付することができないと認められる金額を猶予期間の最終日の分割納付金額として処理するものとする。

なお、猶予期間内に完納が見込まれない場合には、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、借入の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされているかどうかについて、的確に判断することに留意する。

49 分割納付計画の変更の決議及び納税者等への通知

分割納付計画を変更する場合（猶予期間の短縮に際して行う場合を除く。）は、納税（換価）の猶予の納付計画変更決議書（様式 307010-056-1）により決裁を了した上、その旨を納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書（様式 307010-056-3）により納税者に通知する（通則法第 47 条第 1 項、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項）。

また、保証人及び担保財産の所有者（納税者を除く。）がある場合には、これらの者に対し、納税（換価）の猶予の納付計画変更通知書（保証人等用）（様式 307010-056-5）により分割納付計画を変更した旨を通知する（通基通第 47 条関係 1）。

(注) 1 分割納付計画の変更（猶予期間の短縮に際して行う場合を除く。）を行う場合において、その変更内容が納税者にとって不利益となる場合には理由附記を要する。

- 2 猶予期間の短縮に際して分割納付計画を変更する場合は、納税（換価）の猶予期間短縮通知書により通知をする（上記 45(3)《猶予の取消し又は猶予期間の短縮の決議及び納税者等への通知》参照）。

第 3 節 猶予期間の延長

50 猶予期間の延長ができる場合

猶予期間の延長をすることができるのは、納税者に猶予期間の延長の事由がある場合であって、通常の納税の猶予、一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予及び申請による換価の猶予については、納税者から猶予期間延長の申請書が提出されているときである。

(注) 1 1 年以内に完納が見込まれないことにより、1 年を超える部分の金額を猶予期間の最終日の分割納付金額としているものについては、猶予期間が終了する前のおおむね 1 月以内に、適宜の方法により納税者と接触してその実情を確認し、延長申請が必要であると見込まれる者に対しては、猶予期間延長

申請書の提出を勧奨するものとする。

- 2 職権による換価の猶予に係る猶予期間の延長については、滞納者の申請に基づくものではなく、税務署長が職権をもって行うものであるが、滞納者から猶予期間内に完納することができない事情の申出、新たな分割納付計画の提出等があった場合には、猶予期間の延長の適否につき検討する（徴収法第 152 条第 3 項、通則法第 46 条第 7 項）。この場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる（徴収法第 151 条第 2 項、徴収令第 53 条第 1 項、徴基通第 151 条関係 13－2）。

① 分割納付計画書（様式 307010-063-1）

② 財産目録（様式 307010-005-1）

③ 収支の明細書（様式 307010-005-2）

④ 担保関係書類

なお、延長しようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が 100 万円以下である場合には、財産目録及び収支の明細書に代えて、財産収支状況書（様式 30700-005-3）の提出を求める。

(1) 猶予期間の延長事由

猶予期間の延長の事由は、納税者が、猶予期間内に猶予に係る国税を納付することができない場合であって、その納付することができないことにつき、やむを得ない理由があると認められるときである（通則法第 46 条第 7 項、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項）。

この場合における「やむを得ない理由」とは、納税者の責めに帰することのできない理由をいい、具体的には、おおむね次に掲げる事情のある場合をいう（通基通第 46 条関係 16 参照）。

イ 上記 44《猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合》(2)イ又はロに掲げるような事情があつて、猶予金額を猶予期間内に納付できなかった場合

ロ 猶予（分割納付計画の変更を含む。）に当たつての見込納付能力調査の結果、猶予に係る国税の完納までに要する期間が 1 年（分割納付計画の変更の場合は当初の猶予期間）を超えると見込まれた場合において、納税の資力が、その調査において算定したところとおおむね同様の状態で推移していると認められるとき。

(2) 猶予期間の延長の申請

イ 申請書等の提出

納税の猶予又は申請による換価の猶予を受けている納税者が猶予期間の延長を申請しようとするときは、納税の猶予期間延長申請書（様式 307010-007）又は換価の猶予期間延長申請書（様式 307010-056-12）（以下 52 までにおいて「申請書」という。）に所定の書類を添付して税務署長に提出しなければならない（通則法第 46 条の 2 第 4 項、徴収法第 152 条第 4 項）。

なお、申請書については、既に猶予を受けている期間内に提出されるよう、延長を要すると見込まれる者に対しては申請書及び添付書類を作成するのに

通常要すると認められる期間（おおむね1月程度）を見込んで、申請書の提出を指導する。

ロ 記載事項

申請書には、次の事項を記載しなければならない（通則令第15条の2第6項、徴収令第53条第4項）。

- (イ) 猶予期間の延長を受けようとする国税の年度、税目、納期限及び金額
- (ロ) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付することができないやむを得ない理由及びその猶予の延長を受けようとする期間
- (ハ) 分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあっては、分割納付期限及び分割納付金額を含む。）

なお、換価の猶予の延長を申請する場合は、分割納付期限及び分割納付金額

- (ニ) 猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、及び所在（担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関して参考となるべき事項又は担保を提供することができない特別の事情

ハ 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（通則令第15条の2第5項）。ただし、通常の納税の猶予（通則法第46条第2項第1号、第2号、第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係るものに限る。）に係るものに限る。）をしている場合の猶予期間の延長申請に当たり、震災、風水害等の災害等による書類の滅失、病気等による入院など、納税者の責めに帰さないやむを得ない理由により添付書類を提出することが困難であると税務署長が認めるときは、下記(イ)及び(ロ)の書類については添付する必要はない（通則法第46条の2第5項、通則令第15条の2第7項）。

- (イ) 財産目録（様式307010-005-1）
- (ロ) 収支の明細書（様式307010-005-2）
- (ハ) 猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、通則令第16条の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(注) 1 猶予期間の延長を受けようとする金額（未確定の延滞税等を除く。）が100万円以下である場合には、上記(イ)及び(ロ)の書類に代えて、財産収支状況書（様式307010-005-3）を添付して提出する。

2 猶予期間の延長に当たって、当初の猶予に係る担保（保証人の保証を除く。）を引き続き担保として徴する場合には、上記(ハ)の書類の提出は必要ない。ただし、猶予に係る国税の額を増額する付記登記を嘱託する必要がある場合は、この限りでない。

ニ 提出された申請書は、上記29(3)《管理運営担当部門への連絡》と同様に処理

する。

ホ 申請書等の補正及びみなし取下げ

申請書が提出された場合の申請書等の補正及びみなし取下げに係る手続は、上記 32《申請書等の補正》及び 33《みなし取下げ》に準ずる。

なお、書面により補正を求める場合は、「納税の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」（様式 307010-007-2）又は「換価の猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書」（様式 307010-056-14）により納税者に通知し、猶予の延長申請を取り下げたものとみなされる場合は、「納税の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書」（様式 307010-007-5）又は「換価の猶予期間延長申請のみなし取下げ通知書」（様式 307010-056-16）により納税者に通知する。

51 延長期間

猶予を延長できる期間は、それぞれの猶予ごとに、既に猶予している期間と合わせて 2 年を超えない期間である（通則法第 46 条第 7 項ただし書、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項）。この場合における具体的な猶予の延長期間及び延長期間中における毎月の分割納付金額等については、下記 63 から 66 まで《現在納付能力調査》及び下記 67 から 70 まで《見込納付能力調査》に定める納付能力調査の結果に基づいて定めるものとする。

（注） 通則法第 46 条第 7 項の要件を満たす場合（徴収法第 152 条第 3 項又は第 4 項において準用する場合を含む。）において、納付能力調査の結果、延長後の猶予期間内に納付することができないと認められる金額があるときは、その納付することができないと認められる金額を延長後の猶予期間の最終月の分割納付金額とする。

なお、延長後の猶予期間内に完納が見込まれない場合には、換価の猶予の「納税についての誠実な意思」の判定に当たって、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、借入の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされているかどうかについて、的確に判断することに留意する。

52 猶予期間の延長の許可又は不許可の決議及び納税者等への通知

（1） 猶予期間の延長の許可

猶予期間を延長する場合には、納税の猶予期間延長許可決議書（様式 307010-041）、換価の猶予期間延長許可決議書（様式 307010-056-27）又は換価の猶予期間延長決議書（様式 307010-074）により決裁を了した上、延長に係る国税の年度、税目、納期限、金額及び延長期間等を納税の猶予期間延長許可通知書（様式 307010-043 又は 307010-044）、換価の猶予期間延長許可通知書（様式 307010-056-28 又は 307010-056-29）又は換価の猶予期間延長通知書（様式 307010-076）により納税者に通知する（通則法第 47 条第 1 項、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項）。

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 22 日

各都道府県税制担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治税務局 企 画 課
都道府県税課
市 町 村 税 課
固定資産税課

令和 7 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「令和 7 年度税制改正の大綱」について令和 6 年 1 2 月 2 7 日に閣議決定したところです。また、これに先立ち、「令和 7 年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が令和 6 年 1 2 月 2 0 日にとりまとめられたところです。

現在、「令和 7 年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところですが、さしあたり現段階における令和 7 年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 令和7年度地方税制改正

令和7年度地方税制改正においては、個人住民税における給与所得控除の見直しや大学生年代の子等に関する特別控除の創設等の措置のほか、企業版ふるさと納税制度の延長、e L T A Xを経由して納税通知書等の副本を電子的に送付する仕組みの導入等の税制上の措置を講ずることとしている。

1 令和7年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

(1) 個人住民税

① 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて対応することとし、令和8年度分の個人住民税から適用することとしていること。具体的には、アからウまでの措置を講ずることとしていること。

ア 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げること。

イ 特定親族特別控除（仮称）

（ア） 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除すること。

親族等の合計所得金額	控 除 額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

（イ） その他所要の措置を講ずることとしていること。

ウ 所得税における見直しに伴う所要の措置

（ア） 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以

税誤りが生ずることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

このうち収納・徴収に関する取組については、民間事業者への業務委託、徴収事務の共同処理などの取組のほか、近年、地方税共通納税システムを通じた電子納付の推進が図られ、令和5年4月からはほぼ全ての地方団体においてe L－QRを活用した納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られている。これらの取組は地方団体における徴収率の向上にも寄与するものと考えられ、一層の取組を促進する必要があること。

なお、上記（１）④のとおり、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則e L－QRの印字を行っていただけるよう、各地方団体において必要な準備を確実に進めていただきたいこと。

- (17) 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。特に、財産調査や搜索等の実施に当たっては、これらを行う場所や物の状況等に応じ、滞納者等のプライバシーの保護に十分配慮して適切に実施すること。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

なお、犯罪被害者等への対応に当たっては、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）の趣旨や「犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について」（令和5年6月14日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応をいただきたいこと。

- (18) 税務行政の現場では複雑かつ困難な事案が増加する一方、地方団体の税務職員数は減少傾向にあるが、信頼性の高い地方税務行政には、高度な専門的知識や豊富な経験を有する職員の育成・確保が必要不可欠であることから、自治大学校の税務専門課程の活用等による研修機会の積極的な確保や適切な人事行政を通じ、専門性の高い人材の育成・確保のための工夫が求められること。

また、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。

- (19) 税務行政においては、個人情報の誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないよう、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報

換 価 の 猶 予 申 請 書

宮城県 涌谷町長 殿

地方税法第15条の6の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申 請 者	住 所 所在地	本人：A氏 代理人：仙台市青葉区一番町一丁目17番24号 高裁前ビル3階 さとう法律事務所 電話番号：022-722-6435										申請年月日	令和元年7月29日
	氏 名 名 称	A氏 代理人 弁護士 佐藤靖祥 印											
	個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。										
納 付 （ 納 入 ） す べ き 徴 収 金	年度	税 目	課 税 番 号	納 期 限	税 額	加 算 金	延 滞 金	滞納処分費	備 考				
	31	町県民税	431-00656769	令和元・7・1	43,000円								
	31	町県民税	431-00656778	令和元・9・2	43,000円								
	31	町県民税	431-00656787	令和元・10・31	43,000円								
	31	町県民税	431-00656796	令和元・12・25	43,000円								
	31	国民健康保険税		・ ・	530,900円								
納付（納入）すべき徴収金のうち、 換価の猶予を受けようとする金額					702,900円								
猶予該当事実の詳細		相続し不動産を売却したが、その大半を前夫に対する慰謝料として支払わざるをえなかった。そのため、納税できる売却残代金が全くない。 申請者は、現在知人の仕事を手伝って、不定期に月数万円の収入を上げることがあるだけであり、その生活を、現在交際中の男性から工面してもらっている状況であり、納税できる経済状態ではない。かかる申請者の経済状況に鑑みれば、滞納処分を行う資産もなく、滞納処分を行えば生活を著しく窮迫させるものとして、本来であれば、滞納処分の停止（地方税法15条の7）がなされるべきであるが、申請者の真摯な納税意思により、交際中の男性からの資金援助にて換価の猶予を受けた上で分割納付したい。											
徴収金を一時に納付（納入）することができない事情の詳細		上記の通り、申請者は実質的に無職であり、たまに知人を手伝う程度の収入しかない。しかし、納税意思を有しており、交際中の男性からの資金援助での納付を申し出るなど、納税の誠実な意思を有している。売却代金を慰謝料の支払いに充てた点も、時間をおいて割賦が届く国民健康保険税や町県民税を認識できなかっただけであり、資産隠しの意思はない。											
納 付 （ 納 入 ） 計 画	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額							
	令和元.8.30	30,000円	令和元.12.31	30,000円	令和2.4.27	30,000円							
	令和元.9.30	30,000円	令和2.1.31	30,000円	令和2.5.29	30,000円							
	令和元.10.31	30,000円	令和2.2.29	30,000円	令和2.6.30	30,000円							
	令和元.11.29	30,000円	令和2.3.31	30,000円	令和2.7.31	372,900円							
猶 予 期 間		令和元年 7 月 1 日から 令和2年 7月 31 日まで 12 月間											
担 保	☐ 有 ☒ 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情 滞納額が100万円未満のため。											
添付する書類	☒ 猶予該当事実証明書類 ☐ 財産目録 ☒ 財産収支状況書 ☐ 収支の明細書 ☐ 担保関係書類												

財産収支状況書

令和元年7月29日

1 住所・氏名等

住所所在地		氏名氏名	A氏
-------	--	------	----

2 現在納付(納入)可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付(納入)可能金額	納付(納入)に充てられない事情
現金		10,000円	0円	☐ 運転資金 ☒ 生活費 ☐ その他
預金(ゆうちょ銀行)		108,430円	0円	☐ 運転資金 ☒ 生活費 ☐ その他
		円	円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
		円	円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
現在納付(納入)可能資金額			0円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区分	見込金額
収入	売上、給与、報酬 円
	その他(知人の手伝い) 40,000円
	交際中の男性からの援助 80,000円
① 収入合計	円
支出	仕入 円
	給与、役員給与 円
	家賃等 円
	諸経費 円
	借入返済 円
	円
	円
	生活費(扶養親族 0 人) 90,000円
② 支出合計	90,000円
③ 納付(納入)可能基準額(①-②)	30,000円

4 分割納付(納入)計画

月	分割納付(納入)金額	備考
8月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
9月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
10月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
11月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
12月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
1月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
2月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
3月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
4月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
5月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
6月	30,000 円	男性からの資金援助により納付予定
7月	372,900 円	職権による換価の猶予にてもう1年で完納予定
【備考】1年間での納付が困難なので、令和2年7月の時点で、改めて申請による換価の猶予をしていただくか、職権による換価の猶予をすることにより、合計24ヶ月での完納をする。		

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	円	..		
	円	..		
	円	..		

(2) その他の財産の状況

不動産等		国債・株式等	
車両		その他(保険等)	

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年 月	追加借入の可否	担保提供財産等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

○**坂井委員長** 次に、宮本徹君。

○**宮本委員** 日本共産党の宮本徹です。

きょうは、国税徴収法に基づいて行われております地方税や国民健康保険税の滞納処分について質問をいたします。

まず初めに、徴税当局の公権力についての認識を伺いたいと思います。

一九五九年に現行の国税徴収法が制定された当時、租税徴収制度調査会の我妻栄会長は次のように述べております。

私債権が他の債権に優先する効力を与えられる場合には、法律にその要件が極めて正確に定められている。また、その執行のために認められる強制力については極めて慎重な規定がある。それに反し、租税債権については、優先的効力の範囲にも、その用い得る強制力の程度にも、徴税当局の認定と裁量に任されている幅が相当に広い。これは、近代法治国家の公権力の作用としても異例に属する。こういうものだから、制度の運用に当たっては慎重の上にも慎重を期すことが当然の前提というふうに述べられております。

これは現在でも通用することだと思いますが、国税庁の認識を伺いたいと思います。

○**並木政府参考人** お答えいたします。

ただいま御紹介のございました国税徴収法精解におけます我妻栄会長の序文の内容については、私どもも承知しているところでございます。

国税庁におきましても、事務処理手続等を定めました徴収事務提要におきまして、滞納処分の執行は滞納者の権利、利益に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、まずは自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、滞納者の事業の概況、収支、財産の状況等、個々の実情を的確に把握した上で、これまでの滞納整理実績を踏まえて処理方針を決定すること、この処理方針のもと、納税に対する誠実な意思が認められない滞納者に対しては財産の差押え等の厳正な滞納処分により滞納国税を徴収する一方、納税の猶予等の法令の要件に該当する滞納者に対しては適切に納税緩和制度を適用するなど、納税者個々の実情に即して、法令等の規定に基づき適切に対応することを滞納整理の基本姿勢としておりまして、この姿勢によって滞納整理に取り組んでいるところでございます。

○**宮本委員** その考え方について、国税庁は、徴収事務提要で滞納整理など徴収事務の留意点を明記しておりますが、この滞納整理の基本姿勢について、税務職員にはどのように研修されているのでしょうか。

○**並木政府参考人** お答えいたします。

国税庁といたしましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、滞納整理に当たっては、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応することが基本であると考えておりまして、そうした考え方に基づき滞納整理を実施するよう、随時開催する各種会議における周知、御指摘の徴収事務の基本を定める徴収事務提要や、各事務年度において指示する特に留意すべき事項の通達の発出などを行うことによりまして、常に国税局、税務署及びその職員に対して指示を実施しているところでございます。

今後とも、国税局、税務署に対してこうした趣旨が徹底されるよう指導を続けていく考えてございます。

○**宮本委員** 総務省にお伺いしたいんですけれども、今、国税庁の方から、滞納整理の基本姿勢と研修の状況のお話がありました。

収入や財産の状況等、個々の実情を的確に把握した上やっていくんだという話がありましたけれども、地方税や国民健康保険税などの徴収に当たって、同じ認識で研修というのは行われているのでしょうか。

○**稲岡政府参考人** お答え申し上げます。

地方税に関しましても、滞納処分に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応することが基本であると考えております。

こうした点を踏まえつつ、地方団体の職員向けの研修としては、例えば、総務省自治大学校、全国地方税務協議会などの関係機関における徴収事務に関する研修の中で滞納整理についても取り上げるなどの取組が行われております。

また、地方団体においても、徴収担当者に対して実務的な研修が行われているものと承知しております。

これらの研修においては、滞納整理の基本姿勢と同様の認識に立って研修が行われているものと考えているところでございます。

○**宮本委員** ところが、そうじゃない例がいろいろあるわけですね。地方税や国民健康保険税、あるいは国民健康保険料などの滞納整理で、本来のルールを逸脱しているとも言える事案が起こっております。

一つ配っているのは、二〇一七年九月十五日、宮城県地方税滞納整理機構が、国民健康保険税などの滞納処分として、滞納者の女性、当時六十三歳のパート給与が振り込まれた銀行口座の預金を直後に差し押さえた。八万七千五百九十七円であります。三十代で離婚し、一人で四人の子供を育て、現在は引きこもりの長男と二人暮らし。月八万から十一万円のパート収入で

食いつないで、十年ほど前までは歯を食いしばって納税してきたが、無理がきかなくなり、市民税や県民税、国保税などの滞納が重なったということでございます。

記事の最後を見ると、この機構の職員は、生活実態を把握してからでないと差押えができないわけではないと述べたと記されているわけですね。先ほど取り上げた徴収事務提要の内容、答弁もあった、収支や財産の状況等、個々の実情を的確に把握した上、これと全く正反対の言葉が報道では記されております。

総務省にお伺いしますが、一般論として、地方税等の徴収に当たって、滞納者の生活実態を把握せずに差押えを実行してもよい、これは総務省の方針なのでしょうか。

○**稲岡政府参考人** お答え申し上げます。

総務省といたしましては、個別具体の事実関係について承知する立場にはございませんが、地方税の滞納については、公平公正な徴収事務を行ってその解消に努めていく必要があります。一方、地方税法においては、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができるとされております。

このため、一般論で申し上げれば、各地方団体においては、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、法令に基づいて適正な執行に努めることが重要であると考えております。

このため、総務省としては、地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等を示した通知において、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めるよう示しているところであり、各地方団体においては今後とも関係法令やこの通知に沿って適切に対応していただきたい、このように考えているところでございます。

○**宮本委員** 通知が全然徹底されていないということなんだと思います。

国税庁にお伺いしますが、そもそも、国税徴収法の第七十六条では、給与等の差押えの禁止を定めております。その理由を述べていただきたいと思います。あわせて、母六十歳代、子供三十歳代の二人の世帯の場合は幾らまでは差押禁止ということになるのかも紹介していただけますか。

○**並木政府参考人** お答えいたします。

納税者が支給を受ける給与等につきましては、その納税者の最低生活の維持等に充てるため、国税徴収法第七十六条において、差押えをすることができない金額が定められております。

具体的には、給与等から差し引かれる所得税、住民税、社会保険料などに相当する金額及び一月ごとに納税者本人につき十万円、また生計を一にする親族があるときはこれらの者一人に

つき四万五千円を加算する金額などの一定の金額については差押えが禁止されているところでございます。

御質問の事例の給与等については、一般論で申し上げますと、少なくとも、母親本人についての十万円と生計を一にする子供一人についての四万五千円の合計十四万五千円については差押えが禁止されることになるものと考えております。

○**宮本委員** 給与生活者の最低生活費程度に相当する金額については差押えは国税庁としては禁止をして、その基準の額も示されているわけですね。ですから、この考え方からいったら、八万七千五百九十七円のパートの収入を差し押さえるというのは、これは絶対にやってはならないという事例だというふうに思います。

現在の日本では、ほとんどのケースで給与収入は銀行口座に振り込まれているわけです。宮城県の機構のように、銀行口座に給与が入金されれば即差押えができるということになれば、この七十六条は死文化しているというようなものになってしまいます。

総務省にお伺いしますけれども、七十六条で言われております給与の差押えの禁止を実現するためには、今回のケースなんかを見ても、滞納者は一体どうしたらいいのかということになってしまうわけですよ。会社からの現金による給与の支払いを要求するしかないということになってしまうんじゃないですか。

○**稲岡政府参考人** お答えを申し上げます。

給与が振り込まれた預金については、給与の差押えとの関係について言えば、法令等において差押えは禁止されていないものの、滞納処分に当たっては、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、法令に基づいて適正な執行に努めることが重要である、このように考えております。

○**宮本委員** 国税庁にもお伺いしたいと思いますが、この宮城県の機構のように、給与が振り込まれた預金口座というのは、国税庁も差し押さえるんですかね。差押禁止財産である児童手当の振り込まれた預金口座が差し押さえられた事案では、鳥取地裁、広島高裁の判決で、差押えは無効との判決が出ております。

国税徴収法第七十六条の給与の差押禁止を考慮すれば、銀行口座に振り込まれたからといって預金を差押えするべきではないというふうに考えますが、この点、国税庁の見解はどうですか。

○**並木政府参考人** お答え申し上げます。

給与が振り込まれました銀行口座の預金と差押えとの関係について申し上げますと、法令等において差押えは禁止されていないものの、国税の滞納整理に当たっては、法令等を一律、

形式的に適用するのではなく、滞納者個々の実情に即しつつ適切に判断することといたしております。

したがいまして、国税当局といたしましては、例えば、残高のない銀行口座への給与の振り込みを待って、差押禁止額を含めていわば狙い撃ち的に差し押さえ、具体的に入金された差押金額が実際に使用できなくなるような状況にすることは適切ではないというふうに考えておるところでございます。

○**宮本委員** ですから、今、ないとか、あるいはほとんどないも含めてですけども、国税庁としては、もともと口座にほとんどお金がないような状況で、給与が振り込まれたのを待ってそれを差し押さえるのは適切ではないと考えていると明確におっしゃっているわけですね。

総務省は、国税庁と同じように、明確な答弁はできないんですか。

○**稲岡政府参考人** お答えを申し上げます。

総務省といたしましても、国税庁から先ほど御答弁があったのと同様、例えば、残高のない預金口座への給与の振り込みを待って、差押禁止額を含めて狙い撃ち的に差し押さえ、具体的に入金された差押禁止額が実際に使用できなくなるような状況にすることは差し控えるべきであると考えているところでございます。

○**宮本委員** 残高が少ない場合はどうですか。

○**稲岡政府参考人** お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、差押禁止額を含めて狙い撃ち的に差し押さえ、入金された差押禁止額が実際に使用できなくなるような状況にすることは差し控えるべきであると考えているということでございます。

○**宮本委員** 現実にはそれと違う事態が広がっているわけですね。これは、やはり総務省として、研修をやっているとか何だとかというお話がありましたけれども、給与収入が振り込まれた銀行口座の預金は差し押さえるべきではないんだというのをはっきり指導すべきだということを申し上げておきたいと思います。

これは宮城県だけの問題ではありません。低所得者世帯に負担の重い国民健康保険の制度のもとで、全国的に滞納問題は深刻になっております。その中で、全国で強権的な差押問題というのが起こっております。

昨年、京都地方税機構が、国保の滞納処分として、日本政策金融公庫が行う国の教育ローンが振り込まれた銀行口座を差し押さえました。その子供の専門学校の学費が期限内に納付できないという事態が発生しました。

これは、京都府大山崎町に住むAさん、建設関連の自営業者で、四人の子供のうち、長女が専門学校に通っております。不安定な収入の時期に国民健康保険税の滞納が続き、京都地方税機構から滞納整理の督促が続いておりました。納付相談の後、子育て費用を維持しながら納付できる範囲での分納の計画を立てて、約束した金額をずっとこの方は払っておりました。

ところが、昨年春に機構は財産調査を実施し、取り立てる財産がないことを確認したにもかかわらず、返済額の、分納額ですね、返済額の増額を要求し、ついに、昨年六月十一日に、国の教育ローンが振り込まれた預金口座残高五十万六千二百二十六円全てを差し押さえました。この銀行口座は、国の教育ローンが振り込まれた後、日本政策金融公庫への利払いと学費納付以外には使われていない、そういう口座であります。

八月末、最終学年後期分の授業料約五十万円を払うために、何度も差押解除を求めたが、解除されずに、納期限内に学費を払うことができなかった。とんでもない例であります。

総務省に確認しますが、日本政策金融公庫が行う国の教育ローンというのは差し押さえることができるんですか。

○**稲岡政府参考人** お答えを申し上げます。

教育ローンにより借り入れた資金については、法令上、差押えを禁止する規定はないことから、差押えをすることは可能であると考えております。

○**宮本委員** とんでもない答弁ですね。

国税庁に確認しますが、換価の猶予の申請書や納税の猶予申請書を提出する際に添付する財産収支状況書の支出欄に生活費の項目があります。これは最低限の生活を保障するための項目だと思うんですが、生活の維持のために必要不可欠な支出に教育費の項目も含まれております。ここには子供の大学や専門学校の授業料も含まれますよね。

○**並木政府参考人** お答えいたします。

納税者の負担を軽減し、早期かつ的確な納税義務の履行を確保するため、国税庁としては従来から、納税者個々の実情を十分に把握した上で、納税緩和制度を適切に運用しているところでございます。

猶予制度の適用に当たりましては、納税者から、換価の猶予申請書や納税の猶予申請書とともに、今御指摘のございました財産収支状況書の提出も求めているところでございまして、その中で、税金の納付可能基準額を算出するために、三という欄で、今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）を記載してもらいますが、その支出欄の生活費には、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、教

育費や養育費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、必要最低限の所要資金の額を加算することができることとしておりまして、その教育費には子供の大学や専門学校の授業料も含まれているところでございます。

○**宮本委員** 含まれるわけですね。

そうすると、国税庁は、子供の大学や専門学校の授業料のために保管している銀行口座の預金を差し押さえることはしないということによろしいですね。

○**並木政府参考人** お答え申し上げます。

授業料のために保管されている預金は差押禁止財産とされてはいないものの、国税の滞納整理に当たりましては、法令等を一律、形式的に適用するのではなく、滞納者個々の実情に即しつつ適切に判断することとしている点は、先ほどお答えしたものと同様でございます。

○**宮本委員** つまり、確認しますけれども、子供の大学や専門学校の授業料のために保管している銀行口座の預金を差し押さえるということは、国税庁はやっていないわけですね。

○**並木政府参考人** お答え申し上げます。

まさに、法律、法令等を一律、形式的に適用するのではなく、滞納者個々の実情に即しつつ適切に判断しているというところが実態でございます。

○**宮本委員** いや、ですから、適切に判断することになれば、先ほど国税庁は、納税の猶予や換価の猶予の際に授業料のこともちゃんと考慮するんだという話がありましたから、これは当然、子供の大学や専門学校の授業料のために保管している銀行口座の預金は差し押さえしていないんじゃないですか。これ、先ほどの説明と矛盾するんじゃないですか。差し押さえないということですよ。

○**並木政府参考人** お答え申し上げます。

差押禁止財産とされていないわけですが、国税の滞納整理に当たっては、法律を一律、形式的に適用するのではなく、まさに滞納者個々の実情に即して適切に判断しておりまして、それに応じて差押えを行わない場合もあるし、もちろん、場合によってはその実情に応じて差押えをすることもあるということが、それがまさに実態でございます。

○**宮本委員** いやいや、今の話では、子供の大学や専門学校の授業料のために保管している銀行口座の預金を差し押さえることもあるということですか、国税庁は。

○**並木政府参考人** お答え申し上げます。

まさにその個々の実情に応じてということでございます、その振り込まれた金額なりが授業料に充てられるということが事前にわかっておれば、当然、そうしたものを差し押さえることは行わないということでございます。

○**宮本委員** ありがとうございます。

つまり、授業料に充てることがわかっていれば差し押さえないということなんですよ、国税庁は。

ところが、先ほど総務省は、差し押さえることができると答弁をされているわけですが、これは国税庁と同じように、差し押さえるべきじゃないんじゃないですか、はっきりと子供の専門学校や大学の授業料のために使っている口座のお金だとわかっていたら。違いますか、総務省。

○**稲岡政府参考人** お答えを申し上げます。

先ほど国税庁から御答弁があったとおり、授業料のために保管されている預金は差押禁止財産とはされていないものの、地方税においても、滞納処分に当たっては、各地方団体において滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めていただくことが重要であると考えております。

○**宮本委員** 総務省のおっしゃっていることは、今国税庁が最後に述べられたことと違うんですよ。

国税庁は、授業料のために保管している銀行口座だとわかっていれば差し押さえないと言ったんですよ。何で同じ立場に立たないんですか、総務省は。おかしいじゃないですか。

何が起こるのかというのが問題なんですよ。国の教育ローンが振り込まれた預金口座を全て差し押さえると、学費は払えず退学になります。そして、国の教育ローンの特約条項によればどうなっているのか、これは財務省に確認したいと思いますが、教育ローンで授業料を払わずに退学になるということになったら、期限の利益は喪失され、一括返済が求められる、こういうことになるんじゃないですか。財務省、仕組みを説明してください。

○**市川政府参考人** お答え申し上げます。

当公庫が実施いたします国の教育ローンは、主に学生生徒の保護者の方々向けに高校や大学等の入学資金や在学資金を融資するものでございまして、本資金につきましては、目的外流用を防ぐ観点から、契約書の中で、借入金を公庫が認めた資金用途以外に使ったとき又は借入れ後長期間使わなかったときには一括返済を請求できるという特約条項を設けております。

ただいま御指摘のございました退学につきまして、一般論として申し上げますと、仮に私ど

もが退学という事実を把握した場合においても、それで自動的に一括返済を求めるということではなくて、資金の使用状況を確認いたしまして、目的外流用がなされていないか、また、どれだけの使い残しがあり、目的外流用のおそれがないかなどの点を踏まえまして、一括返済を求めるか否かを検討することとしております。

なお、一般に公庫が繰上げ返済を求める場合でも、常に硬直的に一括返済を求めるということではなく、確実な返済確保の観点から、お客様から十分信頼できる申出があれば、お客様の個別事情や御要望をお伺いしながら丁寧に対応することといたしております。

私どもとしては、こういう方針でやっておりますが、仮にそうでないというケースがあるという御指摘でございましたら、早急に調べさせていただきたいと存じます。

○**宮本委員** 今回のケースで一括返済を求められたということを私は言っているわけじゃないんですよ。仕組みとしては、一括返済を求められるという特約条項になっているわけですね。

今回のこの方の場合は、ほかに、知り合いに借りてお金を賄って、分割して授業料を納めたんですよ。そうしないと、子供のために親も必死ですからそうなりますけれども。

本来、国税庁が差し押さえないと言っている大学や専門学校の授業料のための口座を差し押さえる、国の教育ローンを差し押さえるなんて、絶対にあってはならないわけですよ。

時間が少なくなってまいりましたから、麻生大臣とあと総務副大臣に今までのやりとりの感想をお聞きしたいと思いますが、給与あるいは教育ローンが振り込まれた銀行口座を差し押さえる地方税あるいは地方の国民健康保険税の滞納処分について、これはあってはならないということだと思いますが、まず麻生大臣、いかがですか。

○**麻生国務大臣** これは地方税の話で、当局の対応についてのコメントは差し控えさせていただきます。

また、国税庁が先ほど答弁しておりましたように、国税の滞納整理というのに当たりましては、これは滞納者のいわゆる個々の実情に即して、当然のこととして法令に基づいて適切に対応しているものと承知をいたしております。

財産の差押えに当たりまして、これは滞納処分に関する法令を一律、形式的に適用するのではなく、いわゆる実情に応じて適切に判断する必要があるだろうと考えております。

○**宮本委員** 総務副大臣にもお伺いしますが、国税庁は、教育ローンが振り込まれた口座、これは授業料に充てるといのがわかっている口座については差押えをやっていないという答弁がありました。しかし、総務省は、禁止財産、だからできるという答弁しかされないわけですね。

基本的には、児童手当なんかと同じように、これは差し押さえるべきでない。子供の教育を受ける権利というのは、やはり憲法で保障されて、守らなきゃいけないものですから、これは総務大臣とも相談して、省内で、国税庁同様、授業料に充てる口座とわかっていたら差し押さえない、こういう通知は、やはり地方自治体への徹底は最低限やるべきだと思いますが、いかがですか。

○**鈴木（淳）副大臣** まず、滞納処分に関する個別事案でございますが、これは個別性、具体性が強い問題で、各地方団体の税務当局の判断と責任において対応されるべきものと考えております。

事務方から答弁しておりますとおり、地方税の滞納につきましては、公平公正な徴収事務を行いその解消に努めていく必要がありますが、その一方で、地方税法におきましては、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができるとなっております。

先ほど答弁したとおり、総務省としましては、地方税関連事務の執行に当たっての留意事項を示した通知を出しております。納税者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めるよう示しているところでございまして、各地方団体におきまして、関係法令や通知に沿って適切に対応していただきたいと思いますと考えております。

今後とも、機会を捉えてこの旨を地方団体に周知するとともに、地方団体の職員を対象とした徴収事務に関する研修を通じまして、徴収事務に従事する職員の資質向上に努めてまいりたいと思います。

○**宮本委員** ですから、国税庁はやっていないわけですよ。その点をぜひ総務省内でも検討してください、国税庁ではやっていないんだと。

今、一般的な回答をされましたけれども、国税庁では、授業料のための口座だとわかっていたら、それは差し押さえない。実際にやっていないわけですから。だけれども、実際は、地方自治体ではやられているわけですよ。何で、国がこれはやっちゃいけないと思っていることが許されるのか。そこをちゃんと省内で検討すると、それだけ答弁ください。

○**坂井委員長** 宮本君、申合せの時間が過ぎておりますので。では、一言だけ。

○**鈴木（淳）副大臣** 先ほど来答弁の中にありますように、その趣旨を含んだ形で研修も行っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○**宮本委員** 終わります。

発刊！

『滞納処分相談対応マニュアル(Q & A 付き)』

滞納処分対策全国会議(編)

定価1000円(税込) 別途送料400円(大量購入の場合は応相談)

滞納処分対策の実践的な書籍として発刊された『滞納処分対策Q & A』を、大幅にリニューアルしました。

今回の目玉は、滞納処分相談を受ける際のマニュアルを掲載した点にあります。

過酷な滞納処分に対応するにあたっては、各種納税緩和制度の内容、適用要件、効果などを理解しておく必要がありますが、似たような制度が多数存在し、非常にわかりにくいとの声が良く聞かれるところです。

このようなわかりにくい制度について、類型化した上で、それぞれの適用要件、効果を一つずつまとめましたので、滞納処分相談を受けたことがなくても、誰でも滞納処分相談を受けることができるような解説書となりました。

また、具体的な現場において、どのように考えて各種納税緩和制度を使うのかについてもイメージがわきづらいところでもありますので、実際の事案に基づき、その解決に至る思考回路を解説の上、その際に用いた具体的な書式例も掲載してありますので、誰でも滞納処分相談を受けることができる内容となっています。

加えて、弁護士向けの、従前培ってきた債務整理のノウハウで滞納処分相談を受けることができるという特別マニュアルも盛り込んであり、まさに「弁護士必携」の内容ともなっています。

従来のQ & Aも、時流に則した内容に改訂して維持しておりますので、是非ご一読いただき、また、滞納処分相談の際の字引としてご利用いただければ幸いです。

申込書

送信先: FAX 0277-55-1429 E-mail: info@npo-himawari.jp

『滞納処分相談対応マニュアル』を購入します。

(購入希望冊数 冊)

ご住所 〒 -

(TEL

FAX

)

お名前

※滞納処分対策全国会議の HP (<https://taishutaisaku.zenkokukajinet/>) からでも申込可能です。

問い合わせ先(事務手続の関係で、電話対応はいたしかねますので、メールまたは FAX をお願いします)

滞納処分対策全国会議 事務局長 弁護士 佐藤靖祥(E-mail: ysato@peachocn.ne.jp)